

平成 26 年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業  
委託業務第 2 次公募要領

平成 26 年 5 月  
環境省 地球環境局

## 1 事業の目的

平成 25 年 9 月 26 日、スウェーデン・ストックホルムにおいて開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 36 回総会において、IPCC 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）の政策決定者向け要約（SPM）が承認・公表され、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い、と発表された。

日本は、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めるとともに、長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定の環境基本計画より）。

2050 年に温室効果ガス排出を世界で半減させるためには経済成長が著しいアジア大洋州の国々において、温室効果ガス排出削減プロジェクトを大規模に発掘・形成し、アジアにおける持続可能な低炭素社会の構築に向けた動きを加速させることが必要となっています。

そのために、海外における日本のエネルギー起源二酸化炭素排出削減への貢献を適切に評価する新たなメカニズム（JCM：Joint Crediting Mechanism）を構築することが必要とされています。

本事業では、JCM クレジット獲得を目指し、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、都市や地域などの面的かつパッケージで大規模な実施案件を形成するため、単にエネルギー起源二酸化炭素や温室効果ガスの排出削減量が大きなもの、というのではなく、都市・地域に面的に展開可能なものや複数の国・都市に多面的に展開可能な事業を想定した、アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業を実施することとします。

## 2 公募対象事業

### (1) 公募対象分野

公募の対象となる事業は、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形での低炭素化/ JCM クレジット獲得が見込める大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでにどの程度可能となるかの調査・検証が可能なものとしします。

なお、環境省は、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実事業化へ向けた支援を行うことを予定していますので、このことを視野に調査・検証を行うこととします。

調査対象事業分野としては、以下の事業分野の全て又は一部を各国のニーズや我が国企業の活動を踏まえて包含する企画とします。

- ① 省エネ機器及びそれらを活用した ESCO 事業
- ② 地域分散自立型再生可能エネルギー事業
- ③ 廃棄物削減、処理適正化にも資する低炭素型の廃棄物処理事業
- ④ 水資源の有効活用や水質汚濁防止にも資する低炭素節水型上下水道事業
- ⑤ 大気汚染等の公害防止にも資する交通インフラ構築・利活用事業
- ⑥ 上記①～⑤等を活用した低炭素都市、地域、地区・街区づくり、低炭素工業団地づくり
- ⑦ 上記①～⑥に関連した日本の法制度、技術の相手国への導入可能性、主要なコンタクトパーソン、キャパシティデベロップメント等についての相手国ニーズの把握

(注) エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資することを、必須とします。

## (2) 調査対象国

調査対象国は、モンゴル、バングラディッシュ、ラオス、ベトナム、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピンの 10 か国及び JCM 大規模案件形成の可能性のある国とします。

また、調査対象として、以下の国、都市や地域、特に JCM 署名国における事業を優先します。

- ・ モンゴル：ウランバートル
- ・ バングラディッシュ：ダッカ
- ・ ラオス：ビエンチャン
- ・ ベトナム：ホーチミン、ダナン、ハイフォン
- ・ インドネシア：ジャカルタ、スラバヤ、北スマトラ、バンドン
- ・ マレーシア：イスカンダール、スランプライ、ペナン
- ・ カンボジア：プノンペン、シェリムアップ
- ・ ミャンマー：ヤンゴン
- ・ タイ：バンコク
- ・ フィリピン
- ・ モルディブ
- ・ パラオ

## 3 応募の条件

- (1) 法人格を有していること

- (2) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること（「役務の提供等」の「調査・研究」において、提案書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。）
- (3) 複数の者が共同で応募を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することとします。なお、1者による複数の国・都市や地域における複数分野についての事業での応募も可とします。
- (4) 応募する対象国及び都市や地域に精通し、対象分野について高い専門性を有していること
- (5) ステークホルダーからの提案事業への関心表明レター等入手していること（その和訳を添付すること）
- (6) インドネシア国での事業を希望する者は、インドネシア国の政府機関と日本政府とで取り決めた応募様式（別添5-2）についても記入し提出すること。（インドネシア政府から質問があった場合には、応募後提出物に修正を求める場合があります。）

#### 4 事業の対象費用

本事業では、採択事業者に対し、環境省と業務委託契約を結ぶことによって事業を行います。事業費用（契約金額）は応募1件当たり10～150百万円程度（税込み）、17件程度（第1次公募にて12件選定済）を想定していますが、応募内容に応じ予算（総額900百万円程度）の範囲内での実施となります。具体的な金額については応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりです。

経費の区分		内容	
直接経費	人件費	応募事業実施のために必要な人件費に限る。	
	業務費	賃金	応募事業を実施するのに必要な業務補助を行う補助員を雇用する賃金（会計など事務補助、事業執行の補助等の業務が対象）
		諸謝金	応募事業に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金、専門的知見や助言等に対する謝礼、調査等におけるモニター及び協力者への謝礼など。
		旅費	応募事業を実施するために直接必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。
		印刷製本費	応募事業の成果報告書、会議資料等の印刷、製本に要する経費。
		通信運搬費	応募事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・

		電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費。
	借料及び損料	応募事業に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料等及び、応募事業に直接必要な機械器具等の借料及び損料、物品等使用料等。
	会議費	応募事業に直接必要な検討委員会等の会議に付随して支給した飲食物の類に要する費用。
	消耗品費	応募事業の実施に直接必要な消耗品（税込単価5万円未満の物品）の購入に直接要する経費のうち、当該事業のみに使用したものであることが証明できるもの。備品（税込単価5万円以上の物品）となるものはリースにより対応すること（リースによって導入した場合には、「借料及び損料」に計上する。）。ただし、5万円以上の物品であっても使用に伴い消費され、長期使用に適しないものは対象となる。
	雑役務費	通訳料・翻訳料等の役務外注費（間接的経費を含まない）、各種保守料、派遣会社を通じた事務員等に必要な経費など、応募事業の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。
	外注費	応募事業の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。※外注費は、人件費、業務費及び一般管理費の合計額の1/2以内を原則とする。
	その他経費	その他応募事業を行うために必要な経費で、環境省と協議を経て認められたもの。
間 接 経 費	一般管理費	直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めるものとします。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用。

積算に当たっては、下記の項目を織り込んで下さい。（下記順不同です。）

但し、個々案件により事情が異なりますので、仕様書を固める段階で回数等は調整させて下さい。

契約期間終了日

平成27年3月6日（金）（契約開始日は環境省の所定プロセスを経て契約ができる最速日です）

① 成果物

日本語・英語・調査実施国によっては現地語（枚数は採択金額に従い、環境省と

要相談)

成果物中間検査

ドラフト提出（電子媒体）：平成 26 年 11 月 28 日（金）

最終ドラフト提出（電子媒体）：平成 27 年 2 月 13 日（金）

最終報告書提出（紙媒体 7 部、電子媒体 1 部）：平成 27 年 3 月 6 日（金）

② 月次申告報告（メールベース）

（フォーマットは環境省と要相談）

③ 国内進捗報告会

東京都内を想定。2 回程度／年

④ 現地でのワークショップ等前の国内事前打合せ

日本国内（各委託事業の環境省との契約相手の所在地を想定）。2 回程度／年

⑤ 現地でのワークショップ

2 回程度／年

⑥ 環境省指定の会議での発表（プレゼン、ブース展示等）（上記③④⑤を含まず）

・日本国内 3 回程度／年（関東地区 1 回、関西地区 1 回、九州地区 1 回と想定）

・海外 3 回程度／年（東南アジア 2 回、南米 1 回と想定）

⑦ MRV 案／PDD 案

・MRV 案については、環境省からの指示があれば即座に JCM 合同委員会へ提案できるよう準備しておくこと。

・PDD 案については環境省からの指示があれば即座に JCM 合同委員会が選定した「第三者機関」又は左記に準ずる者に「妥当性確認」できるよう準備しておくこと。

⑧ 会計帳票の検査

・中間検査：平成 26 年 9 月末迄の実績を平成 26 年 10 月 13 日（月）を目処に提出

・最終検査：平成 26 年度の実績を平成 27 年 3 月 6 日（金）に提出

採択事業者は応募事業の実施後、定められた期日までに委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省に提出していただきます。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用をお支払いします。

## 5 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施致します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施致します。前述の「2 公募対象事業」や「3 応募の条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。

なお、審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

評価基準	評価の項目
1. アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模形成支援事業に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業委託業務に対する専門的知見の有無とどのような業務内容が必要であるかの理解度について評価する。</li> </ul>
2. ①実施計画の効果・効率性、実施可能性・先進性、面的展開の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実実施計画・内容が妥当かつ効果的・効率的なものか。</li> <li>・事業の実実施計画・内容に先進性が認められるか。</li> <li>・事業が面的（国、都市や地域）な展開が期待できるか。</li> <li>・日本国の技術が活用されたものか。</li> <li>・JCM プロジェクト実現のための施策内容が妥当か。</li> </ul>
2. ②提案者の妥当性・事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者は対象国・都市や地域に精通しているか</li> <li>・提案者は提案事業分野について高い専門性を有しているか</li> </ul>
2. ③相手国・都市や地域のステークホルダーの妥当性、事業実施体制、興味・関心度合い、提案者との過去の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手国・都市や地域のステークホルダーが妥当か。</li> <li>・ステークホルダーが事業を着実に実施しうる適切な実施体制が構築されているか。</li> <li>・ステークホルダーが提案事業に興味関心があるか。</li> <li>・ステークホルダーから提案事業への関心表明レター等があるか。</li> <li>・提案者は上記ステークホルダーと案件を遂行した経験があるか。</li> </ul>
2. ④本邦技術等の優位性、本邦法制度等の汎用性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業分野で活用される本邦技術に優位性があるか</li> <li>・上記本邦技術の相手国への導入可能性は高いか。</li> <li>・相手国で事業分野に係る法制度等へ本邦制度を導入することは可能か</li> </ul>
2. ⑤エネルギー起源二酸化炭素削減効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー起源二酸化炭素削減効果の考え方、算出方法が正しいか。</li> <li>・調査を想定している事業を実施した場合、実施直後のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いか</li> <li>・調査を想定している事業は早期実施は可能か。</li> <li>・調査を想定している事業を実施した場合、将来のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いか。</li> </ul>
3. 業務遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。</li> </ul>
4. ①配置予定の管理技術者の経歴、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者の実務経験の内容等を評価す</li> </ul>

手持ち業務等	る。
4. ②業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等	・他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されているか評価する。
5. 過去におけるアジアの低炭素社会実現のためのCDM/BOCM/JCM案件形成支援事業に関連する業務の実績	・業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。
6. 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	・事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、環境マネジメント認証取得があるか。（開札する時点において認証期間中であること。）
7. 見積価格・積算内訳	・提案内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。

## 6 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）及び経費内訳書を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結することとなります。）。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省と協議を行うこと。万一事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）を行うこと。
- (4) 事業完了時に提出いただく報告書及び報告書（要約版）は、日本語・英語に加え、調査対象国の公用語にて提出を求める場合があります。
- (5) インドネシア国での事業を希望する者は、3. 応募の条件（6）をよくお読みください。（6）パラオでの事業を希望する者は、パラオ政府関係者の連絡先（別添6）をご参照ください。

## 7 応募の方法

- (1) 応募書類の書式（応募様式）

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。

- ・受領証（応募者控・環境省控）

（注）法人名・代表者名のみ記入して、各1部提出すること

郵送にて提出する場合は適切な金額の切手を貼り、返信用住所を記載した封筒を同封すること

下記の書類に関しては、仕切り紙を入れ、タブを付し、資料内容を記載するようお願いいたします。

- ・応募様式（別添1）

※インドネシア国での事業を希望する者は、インドネシア国の政府機関からヒアリングの結果レター等が出た場合は、そのレター等の写し及び和訳した資料を添付すること

- ・事業概要 パワーポイント（和文、英文各1枚）

- ・経費内訳書（別添2）

- ・応募事業概要書（別添4）

（注）日本語版・英語版ともに記載して提出すること

- ・団体概要（様式任意）

（注）複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その概要がわかる資料を提出すること。

- ・業務実績（様式任意）

- ・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー）

- ・平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）（コピー）

（「役務の提供等」の「調査・研究」において、

「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。）

平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のないものは、説明会までに、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）申請書を提出し、入手次第環境省競争参加資格（全省庁統一資格）（コピー）を提出すること。

- ・ステークホルダーからの提案事業への関心表明レター及びその和訳

- ・インドネシア国での事業を希望する者はインドネシア国の政府機関と日本政府とで取り決めた応募様式（別添5-2）を提出すること。

## （2）応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限（12：00～13：00の間は除く）までに、持参又は郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、

宛名面に「応募者名」及び「平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務 応募書類」と朱書きで明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない



場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル17階  
環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 担当：植松  
TEL:03-3581-3351（代表）内線：6708  
FAX:03-3581-3423

### (3) 応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本7部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、応募者名を必ず記載してください）。

- ・ 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式のみ（PDF 形式は含まず）としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。
- ・ 添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ・ 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ・ また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください。

### (4) 応募期間

平成26年5月27日（火）～平成26年6月19日（木）17時必着（12:00～13:00の時間は応募書類の受付は行わない）

## 8 公募説明会について

公募に際して、以下のとおり説明会を開催します。

(1) 日 時：平成26年6月10日（火）10:30～11:30

(2) 場 所：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5館 19階（公園側）  
第2会議室

- ※1 会場の都合上、参加は1社1名とする。
- ※2 説明会開催時間は会場の都合上、1時間とする。
- ※3 本会場にて、公募に関する資料の交付は行わない。
- ※4 当日は、顔写真付きの身分証明書（運転免許証、顔写真付き社員証等）を持参のうえ、受付で入館登録を行ってください。

参加を希望される方は、電子メールの件名に「平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務第二次公募説明会参加申込み」と記入の上、[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]参加者氏名（1社1名まで）[4]連絡先電話番号、[5]連絡先E-mailアドレス（説明会時の質疑応答及び下記9の応募に関する質疑応答をお送りします）を記載の上、6月5日（木）までに下記参加申込受付メールアドレスへお申し込みください。6月9日（月）までに説明会出席確認メールをご送付致します。当日、受付にて当該メール（又はコピー）の提示をお願いいたします。

※参加申込受付メールアドレス：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

## 9 応募に関する質問の受付及び回答

### ○ 受付先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

E-Mail：chikyu-kyoryoku@env.go.jp F A X：03-3581-3423

### ○ 受付方法

電子メール又はF A X（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません）。電子メール又はF A Xの件名は、「平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務（第二次公募）に関する問合せ」とし、ご質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]ご担当者ご芳名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先FAX番号、[6]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

### ○ 受付期間

平成26年6月11日（水）17時まで

### ○ 回答

平成26年6月13日（金）17時までに、説明会参加者に対して電子メールにより行います（なお、説明会に参加されない方でメールでの質問事項への質疑応答の受領を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]ご担当者ご芳名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先FAX番号、[6]連絡先電子メールアドレスを登録してください。[6]連絡先メールアドレスのみへ質疑応答一覧お送りいたします）。

## 10 業務委託契約について

### (1) 業務委託契約の締結

採択された団体は、その代表者と環境省との間で業務委託契約を締結します。  
その際、代表者と共同実施者との協定書を提出いただきます。

## (2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関しては、環境省から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。
- ② 一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限があります。

## (3) 支払金額に関する注意事項

- ① 採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- ② 環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額又は一部の額について、環境省の指示に従って返還しなければならない場合があります。

## 1.1 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。